

行政処分取扱基準

違反条項	違反状況及び処分内容 適用 条文内容	人体に危害を与えなかった場合		人体に危害を与えた場合		備考
		違反内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合	違反内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合	危害の拡大のおそれのない場合	違反内容が悪質若しくは危害の拡大のおそれのある場合	
第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 営業の停止（1～3日） 第60条 その他必要な処置 ※	廃棄命令等必要な処置 営業許可の取消し 営業の禁止 営業の停止（2日以上）	廃棄命令等必要な処置 営業の停止（1日以上） その他必要な処置 ※	廃棄命令等必要な処置 営業許可の取消し 営業の禁止 営業の停止（4日以上）	①複数の項目について違反があった場合は、総合的に判断するものとする。
第9条第1項	特定の食品又は添加物の販売等の禁止					
第10条	病肉等の販売等の禁止					
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入の禁止					
第12条	添加物等の販売等の制限					
第13条第2項第3項	基準又は規格に合わない食品又は添加物の販売等の禁止					
第16条	有毒有害器具又は容器包装の販売等の禁止					
第17条第1項	特定の器具又は容器包装の販売等の禁止					
第18条第2項第3項	規格又は基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止					
第20条	虚偽表示等の禁止					
第7条第1項第2項第3項	新開発食品の販売禁止	第60条 必要な処置 ※	営業の禁止又は停止（1日以上） その他必要な処置 ※	営業の禁止又は停止（1日以上） その他必要な処置 ※	営業の禁止又は停止（1日以上） その他必要な処置 ※	②営業等の一定期間の停止では危害の発生・再発・拡大が防止できないと判断される場合は、営業許可の取消し又は営業等の禁止を命じることができる。
第8条第1項	特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出義務					
第19条第2項	表示違反の器具又は容器包装の販売等の禁止					
第25条第1項	製品検査合格の表示がない添加物等の販売等の禁止					
第26条第4項	検査合格以外の食品等の販売等の禁止					
第48条第1項	食品衛生管理者の設置義務					
第50条第2項	有毒、有害物質の混入防止措置基準の遵守義務					
第51条第2項	公衆衛生上必要な措置の策定又は遵守義務					
第52条第2項	器具又は容器包装の衛生管理の基準の遵守義務					
第53条第1項	規格に適合した器具又は容器包装である旨の説明義務					
第55条第2項第1号第3号	営業許可の欠格条項	第60条 必要な処置 ※	営業の禁止（1日以上）	営業の禁止（1日以上）	営業の禁止（1日以上）	
第55条第3項	営業許可条件					

第54条	営業施設の基準	第61条	整備改善命令 その他必要な 処置 ※	整備改善命令 営業許可の取消 し、営業の禁止又は 停止（改善される までの間）			
------	---------	------	--------------------------	-----------------------------------------------------	--	--	--

※：違反に至った状況等によっては、始末書、顛末書の徴収にとどめることができる。

注1) 表中違反条項の欄に掲げる、第6条、第9条第1項、第12条、第13条第2項、第16条、第17条第1項、第18条第2項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項、第50条第2項、第54条、第55条第2項第1号及び第3号並びに第55条第3項の規定に関する表中各欄の適用については、法第68条第1項の規定により乳幼児の接触により健康を損なうおそれがあるおもちゃについて準用する場合を含む。

注2) 表中違反条項の欄に掲げる第16条、第17条第1項、第18条第2項及び第3項、第25条第1項、第51条第2項、第54条の規定に

関する表中各欄の適用については、法第68条第3項の規定により営業以外の食品供与施設について準用する場合を含む。

なお、この場合において、処分内容にある「営業の停止」は「事業の停止」、「営業の禁止」は「事業の禁止」と読み替えるものとし、「営業許可の取消し」については適用しないものとする。